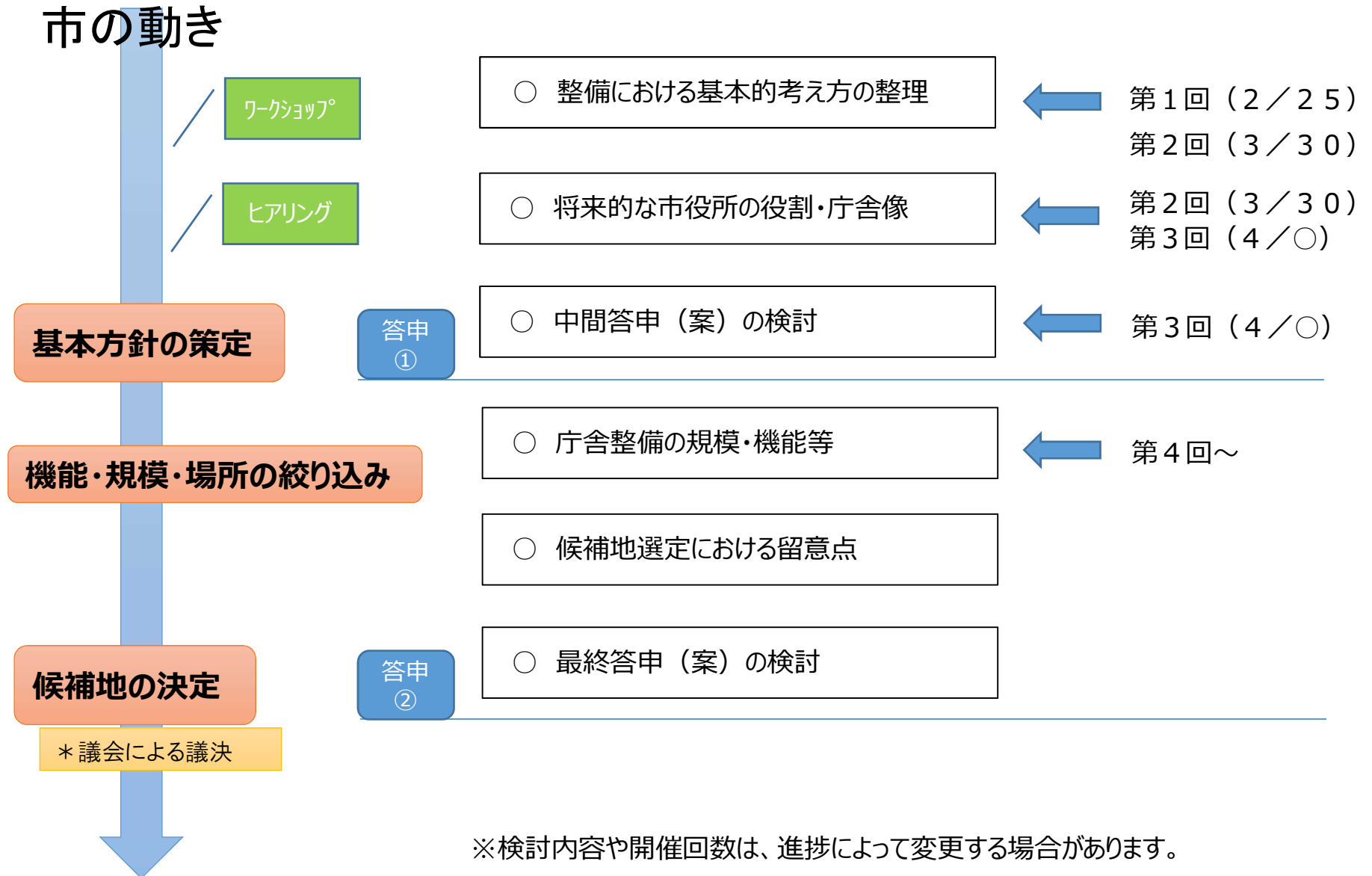
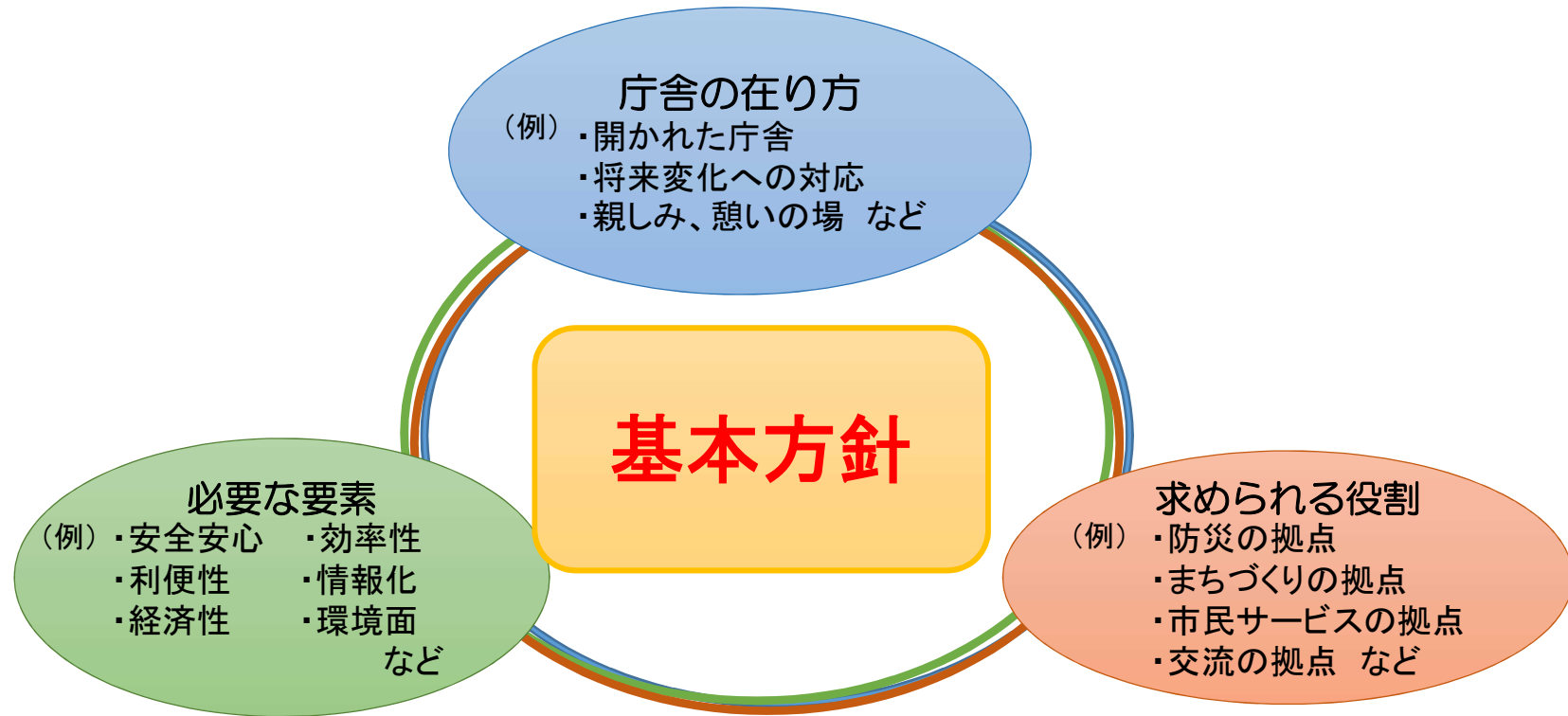


審議会の流れ(イメージ)



基本方針とは

- 庁舎整備の検討から建設に至るまで、本事業を進めていく上で考え方の拠り所となるもの
- 基本方針の主な構成要素は「庁舎の在り方」「必要な要素」「求められる役割」等となる



※市の関連計画、現庁舎の現状と課題などを踏まえながら、具体的にまとめていく

基本方針のイメージ

① “ワンストップ”で、誰もが利用しやすい庁舎

- ・施設全体にユニバーサルデザインの考え方を積極的に導入する
- ・可能な限りも窓口機能の“ワンストップ”（集約）化
- ・窓口機能の充実
- ・多様な来庁者をサポートする各種機能の充実

④ 働きやすく、機能的でコンパクトな庁舎

- ・効率的に執務が行うことができるよう、機能的でコンパクトな庁舎
- ・最先端の建築技術やICTを活用し、生産性が高く快適な執務等の環境整備を図る
- ・ICTを活用した執務環境の整備を検討

② 災害に強く、市民の安全・安心を支える庁舎

- ・災害発生時でも行政機能を維持できる庁舎
- ・災害対策本部を庁舎内に設置
- ・災害時優先業務の業務継続を実現できる施設
- ・災害時には、庁舎のホール、会議室、広場の一部を活用・開放

⑤ 環境と未来の世代にやさしい庁舎

- ・自然採光、緑を積極的に取り入れ、県産木材を積極的に活用
- ・省エネルギー、省資源、環境負荷の低減や地球環境の保全に配慮した庁舎
- ・現在世代だけでなく未来の世代の使いやすさにも配慮
- ・将来発生する組織再編や建物の用途変更、ICTの進展に柔軟に対応可能となる可変性を確保した庁舎
- ・維持管理を含めたライフサイクルコストの低減や維持管理のしやすさ等に配慮した経済的で合理的な庁舎

③ 市民に開かれ、市民が集える場と楽しい“コト”がある庁舎

- ・訪れた市民が市政を実感し関心を持ちやすくなる庁舎
- ・ホール・会議室等を市民が集え、活動できる場所として活用
- ・市民、民間事業者との連携により、常に何か楽しい“コト”がある庁舎
- ・周辺も含めたまちづくりの拠点となる庁舎